

2024年10月28日

各位

株式会社りそな銀行

**手形・小切手の全面的な電子化に向けた手形・小切手の発行終了等について**

りそな銀行(社長 岩永 省一)は、手形・小切手の電子化に向けて手形・小切手の発行を終了します。

全国銀行協会は2021年6月に閣議決定された政府の「政府戦略実行計画」に「5年後の約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とした自主行動計画を策定しています。りそな銀行としても引き続き手形・小切手の電子化に向けた取り組みを推進し、お客さまのDX化を後押しします。

**➤ 紙の手形・小切手の発行を無くし、電子化を加速させます**

2025年9月30日(火)に、すべてのお客さまを対象に手形・小切手帳の発行の受付を終了します。小切手を現金の払出のためにご利用のお客さまは当座カードをお申し込みのうえ、ご利用ください<sup>※1</sup>。払戻請求書でもお手続きいただけるように改定する予定ですが、詳細については、後日りそな銀行のホームページにてご案内します。

※1 自己宛小切手、パーソナルチェックについては、発行受付を終了するとともに、当座カードのお申し込みはできません。

**➤ 手形・小切手による入金受付は支払地がりそなグループ各銀行限りになります**

2026年3月31日(火)に、他行を支払地とした手形・小切手による預金の入金扱いの受付を終了します。入金先口座は、当座預金のほか普通預金、定期預金等、各種預金および金銭信託等への追加信託を含みます。

**➤ 手形・小切手の電子化に伴う代替サービス・商品をご案内します**

手形・小切手の電子化には、現物紛失リスクの低減、発送や保管等にかかる事務負担の低減や印紙税の削減など、様々なメリットがあります。紙の手形・小切手の発行終了の代替手段としては、電子記録債権(でんさいネットサービス)やりそな銀行のインターネットバンキング(りそなビジネスダイレクト)をご活用ください。

以上